

令和5年度第3回（第63回） 外務省契約監視委員会
議事概要

開催日及び場所	令和5年10月12日（木） 於：外務省669号会議室																
委員	委員長 中谷 和弘 委員 三笥 裕、宮本 和之、門伝 明子、増井 良啓																
抽出案件	<table border="1"> <tr> <td>一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）</td> <td>4/38 件</td> <td rowspan="7"> （備考） 審査対象： 令和5年度第1四半期 リモート開催 </td> </tr> <tr> <td>一般競争方式（上記以外）</td> <td>0/95 件</td> </tr> <tr> <td>指名競争方式</td> <td>0/7 件</td> </tr> <tr> <td>企画競争に基づく随意契約方式</td> <td>3/85 件</td> </tr> <tr> <td>公募に基づく随意契約方式</td> <td>0/22 件</td> </tr> <tr> <td>その他の随意契約方式</td> <td>5/257 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>504 件</td> </tr> </table>		一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	4/38 件	（備考） 審査対象： 令和5年度第1四半期 リモート開催	一般競争方式（上記以外）	0/95 件	指名競争方式	0/7 件	企画競争に基づく随意契約方式	3/85 件	公募に基づく随意契約方式	0/22 件	その他の随意契約方式	5/257 件	合計	504 件
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	4/38 件	（備考） 審査対象： 令和5年度第1四半期 リモート開催															
一般競争方式（上記以外）	0/95 件																
指名競争方式	0/7 件																
企画競争に基づく随意契約方式	3/85 件																
公募に基づく随意契約方式	0/22 件																
その他の随意契約方式	5/257 件																
合計	504 件																
	意見・質問	回答															
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり。	別紙のとおり。															
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし																
その他	会計課調達官より「『令和5年度外務省調達改善計画』上半期にかかる自己評価」の進め方について、各委員より了解を得られた。																

委員	外務省
<p>1 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし）</p> <p>2 指名停止等の運用状況 （特段の意見なし）</p> <p>3 再度入札における一位不動状況 （特段の意見なし）</p> <p>4 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見なし）</p> <p>5 抽出案件の審議</p> <p>⑥-207：「厳島神社における小規模工事」 業務委嘱</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 進行中であった工事の足場を一時的に撤去し、足場のない状態を見ていただくためと理解したが、工事中断は外務省からの依頼によるものか。それとも足場はあるが工事は止まっていたのか。 ○ 一般的に工事を一度止めると追加費用がかかることがあるが、今回は特に本契約事業者から請求されなかったという理解でよいか。 ○ 本契約事業者が工事を実際に行う事業者ではないが、見積書等にて費用の妥当性チェックは行ったか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外務省の方から本契約事業者へ協議をし、G7サミット期間中は足場を一時的に撤去し工事を止めていただくよう調整をしたもの。 ● 然り。なお、神社東回廊の屋根葺替え工事は、本年1月から7月までの半年間の予定だったが、工事を一旦止めている間も建物の状態が損なわれることのないよう最低限の保存措置をした上で足場を外し、G7サミット終了後、5月下旬から足場を再び組立てた。約2か月間工事が止まり、7月に工事終了予定であったものが9月となり、東回廊の屋根葺替え工事が終わっている。 ● ご理解のとおり本契約事業者が、国宝、史跡建造物の修復保全に関する知見を持った工事業者を選定している。本案件は、本契約事業者に加え、広島県のG7サミット県民会議事務局を交え、工事実施可否や工期について事前の過程で調整を進めており、広島県のG7サミット県民会議事務局からも、通常の足場の解体および再度足場を組み立てる場合の経費試算比較において適正であるとの意見を得ており、本件見積価格が適正であることを外務省としても確認をした。

委員	外務省
<p>○ 本契約事業者を厳島神社としたのは、宗教法人であることや国宝ということなど、本件事業の特殊な理由があったのか。</p> <p>⑥-49：「沖縄事務所建物」賃貸借契約</p> <p>○ 20年以上、毎年契約を更新する必要があるものなのか。例えば2年更新などにすることで賃料を固定するなど、安価にすることは可能か。</p> <p>○ ビルの賃貸借で1年更新は珍しいと思うが、外務省で民間からビルを借り上げている物件は大体1年単位なのか。</p> <p>○ この事務所は何平米か。また、最近、沖縄の不動産が値上がりしていると思うが、昨年以前に比べて、何%ぐらい賃料の値上げがあったのか、例えば5年ほどの間でどのぐらい上がったのかデータがあれば教えていただきたい。</p> <p>○ 入居後24年、ビルの老朽化のような問題はないか。また、共益費の水準は変わっていないのか。</p>	<p>● 国宝である厳島神社は、史跡建造物の修繕保全に十分な知見を有さない事業者が工事を実施すると、建造物や自然環境等に損壊を与える蓋然性がある。また、同神社には社殿等史跡建造物の修繕保全を行う専門の部署もあり、現場管理をできる技術者も常駐しているため本契約事業者として契約に至った。</p> <p>● 複数年契約の相談は今まで行ったことはないが、沖縄県内の地価が平成26年以降上昇している中で、本建物については2012年から賃料が毎年据置きであり、賃貸借契約があり得る物件の中では料金も含め適正と考えている。</p> <p>● 他に例があることは承知していない。</p> <p>● ビルの5階及び6階を借りており、合計415.421平米である。一般的な沖縄の土地価格との比較で言うと平成26年から市中の土地の価格は上昇に転じているが、例えば令和4年の調査では1.9%地価が上昇している中で、この物件については2012年から定額で借り上げてきている。</p> <p>● 若干の経年劣化は感じるが、事務所を運営する上で大きな支障は生じていない。また、同様の機能や立地条件を備えた物件が他にあるか調べると、なかなか適当なものはないため、現状で、総合的に判断して現在の物件がベストと思われる。また、共益費の基準については、沖縄県内における一般的な金額相場に沿ったものと理解している。</p>
<p>⑥-226：「ALPS処理水ポータルサイトに関するテンプレート設計、開発等」業務委嘱</p> <p>○ ウェブサイトの作成・掲載にあたっては、外務省担当課室で知見を集めてのことと思うが、他省庁のウェブサイトや発信情報、ホームページとの連携や整合性について、チェックや連携体制を整えた上で仕様を作成しているのか。</p>	<p>● 各省が取りまとめているALPS処理水に関する情報全てを掲載しているわけではないが、関係省庁が行っている取組みについて、外務省のALPS処理水のポータルサイトに、網羅的にリンクをまとめたページを作っている。基本的には同ポータルサイトにて、各省の取組みへのリンクを掲載するなど、外務省の取組みだけでなく、各省の取組みについても閲覧できるようになっている。また、各省庁が作成した広報コンテンツ動画なども含め、ポータルサイト上に掲載している。</p>

委員	外務省
<p>○ リンク以外でも、似たようなデータを他省庁が出している場合に、一方の省庁だけがアップデートし、他省庁がアップデートしていないなど、齟齬がないようチェックしているか。また、各省庁がウェブサイトに掲載している情報について、省庁間での連携、ソースを同じにする、アップデート時期を揃えるといったことのチェックについても目配りしているか。</p> <p>○ 本案件は、ポータルサイトの設計及び立ち上げまでで、その後のコンテンツアップデートは含まれていないという理解で正しいか。契約期間が9月末までであり、その後は随時外務省の方でアップデートするのか。また、掲載するコンテンツ自体は、どのように作っていくのか。文章の他に広報コンテンツということで動画が載っているようだが、これらは適宜外注し、手配する予定なのか。</p> <p>○ 外務省のALPS処理水海洋放出の安全性のページを拝見しているが、冒頭部分に、IAEAからも国際基準に合致しており問題ないと評価されている、というような、学生が見ても分かりやすく、そのまま引用できるような短い表現があると良いかと思う。</p> <p>○ 他省庁の例として、アルプス処理水に関するサイトに飛ぶと、モニタリング結果で国際基準と日本の基準を比較し、日本の基準が低いことを数字でシンプルに出していたので非常に分かりやすいものもある。他省庁の使いやすいところを参考にし、統一できるところは活用してもいいのではないか。</p>	<p>● ALPS処理水に関連する取組みでは、対外的に公表する情報に齟齬がないようにするなど、関係省庁と日々やり取りを行っている。各省庁で取り扱う業務の切り口が異なるため、必ずしも全く同じ情報の発信となる訳ではないが、日々の業務の中で連携を行って横のつながりを意識して取組んでいる。</p> <p>● 本契約内容は、ポータルサイトの構築までであり、アップデートについては外務省にて実施する。また、コンテンツの中身については、新たな動画を作成し掲載する場合には、改めて動画コンテンツを作成する作業を行った上で、このポータルサイトに掲載する。いわゆる広報コンテンツだけではなく、パイ会談やマルチ会合などでやり取りした場合も含め、日々の取組みについて積極的に発信するという形で日々更新を行っている状況である。</p> <p>● 大変有益なご意見、積極的に検討させていただく。</p> <p>● こちらの意見も積極的に参考にさせていただく。</p>
<p>⑥-175：「留学生関連情報資料等の航空便による発送」業務委嘱</p> <p>○ 昨今の物価上昇により、特に運送費など物流費が上がっている。今後、入札で落札されない案件が増えてくるのではないかと思うが、検討している方策はあるか。</p>	<p>● ご指摘のとおり、昨今、輸送費は高騰しており、結果的に予定価格に収まらないというのが実情である。方策として、可能な限り幅広い事業者へ声をかけ、多くの事業者が入札できるよう努力しているが、抜本的な改善とはなっていない。また、受験者数は変わらず、必要最低部数を紙で送る必要があることから、送付部数を減らすことはできないため、それを維持しつつ予算の確保に努めている。抜本的な改善策としては、他省庁でこうした国費留学生の募集・選考そのものをオンラインで行えるシステムの検討を進めることが挙げられる。</p>

委員	外務省
<p>○ セキュリティ上、オンラインよりも紙で行わざるを得ないということだが、資料等を現地で印刷するより、日本で印刷する方が安全なのか。</p> <p>○ 資料を拝見すると、予定価格と支出見込み額との間に差があるが単価契約との関係性如何。予算限度額と予定価格の差が出ているということか。</p>	<p>● 然り。電子メール等で送付した場合、途中で第三者に漏えいする恐れもある。また、在外公館で印刷した場合でも、その過程において漏れてしまう可能性は排除できない。それに対し日本で資料等を印刷して送付した場合には、現地での作業が不要であるため、試験まで安全に保管することにより、より秘匿性が担保できると考える。</p> <p>● 然り。予算として確保していた額と、市場価格を元に策定した予定価格の差である。</p>
<p>①-4：「一般小口荷物運送」業務委嘱</p>	
<p>○ 一者応札の理由如何。</p>	<p>● 今回応札しなかった他の事業者に理由を聴取したところ、人員確保が難しく、またそれに見合う対価が得られないためとの回答があった。</p>
<p>○ 本件は外務省、財務省、農林水産省、経済産業省の4省合同ということだが、どこがリードをとって手続きをしたのか。</p>	<p>● 本案件は、平成21年度に「行政効率化推進計画」等を受けて策定された「一括調達の運用ルール」に基づき、複数省庁共同で一括調達を行うこととされていることを受け、外務省のグループとしてこの4省で共同調達を実施しているものであり、本案件については外務省が幹事省庁となり実施している。</p>
<p>○ この4省の中で一番多く使用しているのが外務省だから幹事省庁となっているのか。</p>	<p>● 外務省は金額としては少ない方であり、また、外務省の集荷箇所は1箇所であるのに対し、他省庁については、多数の集荷箇所契約をしており、集荷箇所が多い省庁の方が需要が多いと史料する。</p>
<p>○ 資料を見ると外務省はメール便がゼロ件で予算額も一番小さく、ご説明のとおり他省庁が圧倒的に多い状況だが、一番の利害関係者であるそれらの省庁がリードをとらないのは何故か。</p>	<p>● 「一括調達の運用ルール」決定の際の各省庁申し合わせにより、この4省で実施することになっており、4省で打ち合わせをした際に、本案件については外務省が契約をすることになっている。</p>
<p>○ 本案件については、外務省は他の大口の省庁に比べ、1/6程の金額であるが、現在のオペレーションで入札をするという考えが正しいのか。集荷場所を減らすなど、金額を減らす工夫が他省庁はできるはずであるものの、外務省がリードすることで他省庁にそういった発想が出てこないことが懸念される。4省庁間で分担の見直しを検討する余地はないのか。</p>	<p>● 共同調達という制度で、外務省のグループは経済産業省、農林水産省、財務省であり、当初の建て付けとしては、物品から始まり本案件も含む役務の調達まで、4省庁が幹事を公平に分担していくものであり、量や、案件が馴染んでいるかということよりも公平性が重視され、現在に至っている経緯がある。ご指摘のとおり、分担の見直しというのは今後も課題となるが、現在のところは当初のものが毎年踏襲されている。</p>

委員	外務省
<p>⑥－２３：「人事給与関係業務システムの機能改善」業務委嘱</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行システムで対応できないため改修が必要になったということだが、現行システムで手当ができなくなった理由は、法令改正や制度改正があったからか。それともシステム導入時にこの支給割合の対応を組み込んでいなかったからなのか。 ○ 従来は残業代がきちんと払えていないシステムを組んでいたということか。 ○ 令和４年度の作業を継続して本年度も実施する旨の記載があるが、令和４年度分及び今年度においてシステムが完成する９月末までは支給してなかったということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● システム導入当時は、超過勤務に関わる割合が一定程度の割合で決められており、その範囲内で支給計算をしていたが、その後、全ての時間に対して適正な支給が必要だという議論がなされ、その結果として対応が必要となった。 ● 時間数に対して超過勤務手当はきちんと支給していたが、平日の深夜の割合が、平日の一定の勤務時間内に比べて上がる計算が設定されていなかった。そのため現行システムを改修する必要が生じた。 ● 今年度の作業は終わっており、１０月分から支給できるようになっている。また、１０月分以前についても、遡及して支給できる改修を行っている。
<p>①－２６：「次世代在外経理統合システム開発に係るコンサルティング」業務委嘱</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和４年度に作成した成果物をどのように活用したのか。また、内容の評価についてはどのように考えているか。 ○ 予定価格算出根拠で、Ａ社とＢ社で大きな乖離があったが、その理由如何。例えばＢ社は価格が高いがセキュリティが充実しているなど、違いの根拠は確認したのか。単にノウハウがないから、教育から時間かかってしまうなどのように、安い方の事業者でも成果物は同じレベルのものを期待できるが、高い方の予算があれば、そちらの方が適切だったのかなど、そのような観点で検討は行ったのか。 ○ 令和４年のシステム化計画書を作成したのも本契約事業者か。 	<ul style="list-style-type: none"> ● この成果物をベースに、システム化計画の最新化、詳細化や要件定義書の見直しを行うとともに仕様書の作成を行っている。業務の内容については、かなり幅広く意見聴取等も行い多岐に渡り検討いただき、令和６年度からのシステム開発に非常に資する内容となり高く評価している。 ● 昨年度からの継続案件ということもあり、知見を蓄積されている事業者の方が期待される成果が大きく、価格が高いから成果も大きいということではないと思料する。 ● 然り。

委員	外務省
<p>○ 今回一者応札であるが、プロジェクトの途中から入ると以前のプロジェクトを確認してからでないことと本件作業ができず、コストが見合わないことから、普通に考えて他事業者は排除される。第一弾のシステム化計画書を作った事業者が今回のコンサルティングをやったほうが効率的というのは常識的に考えられるが、計画書作成と本案件のコンサルティングを2つに分ける意味があったのか。それよりは一気に2年分の案件とし、入り口のところで競争性を確保した方が良かったのではないかと思うが、そのようなアプローチを取らなかった理由はあるのか。</p> <p>④-54：「在外公館専門調査員派遣」業務委嘱</p> <p>④-55：「在外公館派遣員派遣」業務委嘱</p> <p>④-56：「在外公館技術派遣員派遣」業務委嘱</p> <p>○ 企画競争あるいは随意契約にし、参入可能な他事業者はいないと理解せざるを得ないが、例えば先進国、あるいは英語圏のみを抜き出してグルーピングすれば、他事業者も参入できる可能性はあるのか。</p> <p>○ 在外公館において業務上で重要な部分を担っており、その派遣事業は本契約事業者以外には履行ができないとの理解でよいか。</p> <p>○ 他国でも世界規模に大使館を展開し、スタッフを雇用しているはずだが、現地雇用を別にすれば、例えばある国で本省以外に民間に委ね派遣という形は比較的あることなのか。</p>	<p>● 当初は2箇年の国庫債務負担行為による措置も検討した案件だが、予算の都合により単年度となった経緯がある。</p> <p>● 応募者の関心事項や専門分野は多様であるため様々な選択肢から最適なポストを割り当てることが肝要である。また、応募者側にとっても選択肢は多ければ多い方がよいはずであり、特定のポストを抜き出した場合にこれまでどおりの応募者数を確保できるか疑問。加えて、統一かつ効率的な労務管理の観点からも、全地域一律で募集する効果は高いと考えられる。他事業者不在の理由の一つとしては、本契約事業者が他の派遣契約よりも低い利益率で運営していることがあげられる。</p> <p>● 派遣職員である点で身分の違いはあるものの、実態として日本から派遣される在外公館員と同様の役割を担い、相当な戦力として御活躍いただいている。また、本契約事業者については、人事管理、報酬等の支払い、派遣に係る採用試験、研修など、一連の派遣に係る業務をこれまでの経験を生かし効率的に対応してきており、同者以外に受託可能な事業者は現時点では確認されていない。</p> <p>● 外交関係の経験のない者が会議等の外交の場に外交団の一員として参加しているケースがあると承知しているものの、派遣形態等の詳細については承知していない。</p>

委員	外務省
<p>○ 審査結果について、本契約事業者が獲得した点数はこれまでに契約した中で高いのか低いのか。また、改善が見込まれる点数であればその点に関連して本契約事業者とやりとりはしているか。</p> <p>○ 3件に共通しているが、在外基本手当が改定されたことを受け、その改定が遡及して適用することが変更契約に記載している。増額した分、業務費を減らしたため総額は変わらないということだが、事業者負担させたように見えてしまうので、省庁での契約の仕方として、安く契約することは非常に重要であるが、フェアトレード、フェアディーリングでやるべきだと思う。事業者のミスでコストが増えた分は負担してもらって構わないと思うが、フェアにやっているということが分かりやすい内容となるよう今後は運用した方がいいと思料する。一方でもし事業者がこれを吸収できるのであれば、もともとその分の余裕を持って契約をしている可能性もあるところ、留意する必要もあるかと思料する。</p>	<p>● 点数については、その時々で審査員が変わる場合があり、多少の上下はあるものの、例年大きな変動はないと認識している。契約期間中においても、日常的なやりとりを通じて執行状況のフォロー、為替変動の影響、派遣員や専門調査員に関する突発事態等に対応しており、契約内容の改善に日々努めている。昨年度においては例えば、円安や航空賃の上昇等の影響により経費が増大したが、その際には関係予算の執行のペースや支出見込み額の管理について日常的なやり取りを通じて改善を申し入れた。また、派遣員、技術派遣員、専門調査員の契約はそれぞれ別の契約ではあるが、業務上の無駄を省き効率化を図る観点で改善案を提示してもらった上でやり取りを通じて改善策をとともに検討してきている。</p> <p>● 御指摘を踏まえつつ、これまでと同様に引き続き事業者へ責任や負担を強いることがないよう、透明性、公正性を担保しつつ運用してまいりたい。</p>
<p>①-18：「医薬品及び医療用品類」の購入</p>	
<p>○ 一者応札になっているが、広告期間も比較的長めに取り、契約の履行期限も余裕があり、また納入する物品も特殊なものがあるように見えない状況下にも関わらず、なぜ一者応札になってしまったのか。</p> <p>○ 新たに医薬品を送る場合、過去に在外公館に送付した期限切れ等で残った医薬品は、外務本省に返送するのではなく現地で廃棄するのか。また、廃棄したことを実際に確認しているか。</p>	<p>● 現在、報道でも伝えられているとおり、出荷調整などによる医薬品不足が多品目にわたり、平時であれば応札可能な事業者であっても、今回は当省の調達希望品目や数量に対応できないという事業者が多く、一者応札となった。</p> <p>● 現地で医療廃棄物処理業者に依頼し、現地法に従って適法に廃棄している。実際の廃棄個数を本省で確認することは行っていないが、各在外公館で台帳記載して管理している。</p>

委員	外務省
<p>①-9: 「外務省本省庁舎電気供給」業務委嘱</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境配慮契約法の裾切り方式についてご説明をお願いしたい。 ○ 資料で再エネ率を指定しないということが記載されているが、この話とは異なるのか。 ○ 一般的に電気料金が値上がりしている状況で、今回の落札価格が97.5%だがこれの評価について伺いたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 裾切り方式は、温室効果ガス排出削減のための基準値を満たした事業者の中から落札者を決定する方式である。基準値というのは1キロワットアワーあたりの二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況、グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量、省エネルギー節電に関する情報提供との取り組みについて点数で評価し、70点以上を取った事業者だけが入札に参加できる方式である。 ● あくまでも入札に参加できるかどうかの条件である。 ● 現在電気料金が高騰しているところもあり、妥当なものと考えている。